



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 **白銅株式会社**
 代表者名 取締役社長 井上 薫
 (コード番号 7637 東証第一部)
 問合せ先 管理部長 水野 智
 (TEL 03-6212-2811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の公告を電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告によることができないときの措置を定めるものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- ①当社の定款に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関をおく旨の定めや株主名簿管理人および株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設等するものであります。
- ②その他、会社法等で認められた単元未満株式の制限、取締役会の書面決議、株主総会参考書類等のインターネット開示についての規定を新設するものであります。
- ③その他、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日

以上

別紙

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当会社は、白銅株式会社と称し、 英文ではHakudo Co., Ltd.と表示 する。</p>	<p>第1章 総 則 (商号) (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の各事業を営むことを 目的とする。 ① 板・管・棒状等の銅・アルミニウム・ ステンレス・鉄等の金属の販 売及び切断等の加工 ② 板・管・棒状等の合成樹脂の販売 及び切断等の加工 ③ 金属作用機械器具、その部品、 梱包用資材、各種ラック、照明器 具及び切削油の販売 ④ 不動産の所有、管理及び賃貸 ⑤ 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 <u>(1) 板・管・棒状等の銅・アルミニウム・ ステンレス・鉄等の金属の販売お上 び切断等の加工</u> <u>(2) 板・管・棒状等の合成樹脂の販売お よび切断等の加工</u> <u>(3) 金属作用機械器具、その部品、梱 包用資材、各種ラック、照明器具お よび切削油の販売</u> <u>(4) 不動産の所有、管理および賃貸</u> <u>(5) 前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区 に置く。</p>	<p>(本店の所在地) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条</u> 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
<p><u>(公告の方法)</u></p> <p><u>第4条</u> 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(公告の方法)</u></p> <p><u>第5条</u> 当会社の公告は、電子公告により行う。</p> <p><u>2</u> やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p><u>第2章 株 式</u></p> <p><u>(発行する株式の総数)</u></p> <p><u>第5条</u> 当会社が発行する株式の総数は、1,672万株とする。</p> <p><u>2</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p><u>第2章 株 式</u></p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p><u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、1,672万株とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>(株券の発行)</u> <u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
(1 単元の株式の数) <u>第6条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。</u>	<p><u>(単元株式数)</u> <u>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</u></p>
(1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券の不発行) <u>第7条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u>	(第7条に移動し統合)
(新設)	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。</p>
<p><u>（名義書換代理人）</u></p> <p><u>第8条</u> 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。</u></p>	<p><u>（株主名簿管理人）</u></p> <p><u>第11条</u> 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(株式取扱規程) 第9条 当会社の株券の種類並びに、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日) 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定期株主総会において権利行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(第14条へ移動)
第3章 株主総会 (招集) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 2 臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。 2 臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。
(第10条から移動)	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(第1項を分離して規定)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u>
(議決権の代理行使) 第14条 株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。	(議決権の代理行使) 第18条 株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が署名捺印する。 2 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。	(議事録) 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録する。 (削除)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第16条 当会社には、取締役10名以内を置く。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(第1項を分離して規定)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつてこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に属する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は、取締役会の決議により若干名を選任する。</p> <p>2 代表取締役は、各自当会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名を選任することができる。</p>	(第24条に移動し統合)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の招集者及び議長) <u>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> (第1項を分離して規定)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) <u>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) <u>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法) <u>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第27条</u> 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名捺印する。</p> <p><u>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
(取締役会規程)	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役の報酬) 第26条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、商法第266条第12項の規程により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、商法第266条第19項の規程により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、報酬の2倍の額までまたは法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第28条 当会社には、監査役4名以内を置く。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(第1項を分離して規定)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつてこれを行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに署名捺印する。 <u>2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに署名押印または電子署名する。 (削除)
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(監査役の報酬) 第36条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、商法第280条第1項の規程により、取締役会の決議をもつて、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第38条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剩余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第39条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(第40条から移動し統合)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(中間配当の支払)</p> <p>第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当と言う）をすることができる。</p>	(第44条に移動し統合のため削除)
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>